

資料5

北九州市自治基本条例

北九州市総務局

「自治基本条例」とは

自分たちのまちのことを
自分たちで考え、決めていくための
基本となるルール

自治を担う市民、議会、行政が果たすべき役割、市政運営の原則（情報共有や市民参画など）、コミュニティの活動のあり方及びコミュニティへの支援などを定めている

平成22年10月1日施行

自治基本条例の必要性

- 地方分権改革の進展により、自己決定権が拡大
- 少子高齢化の進展、価値観やライフスタイルの多様化等といった社会経済情勢の変化に伴い、行政ニーズが増加、多様化
- コミュニティが希薄化する一方で、NPOやボランティア団体等の活動が活発化。これまでのまちづくり活動のあり方を見直す契機
- 行政だけでは対応できない時代の到来、市政に対する市民の関心の高まり

上記を踏まえ、まちづくりを進めていくための新しいルールが必要

北九州市自治基本条例



◆北九州市における条例制定
までの取り組み



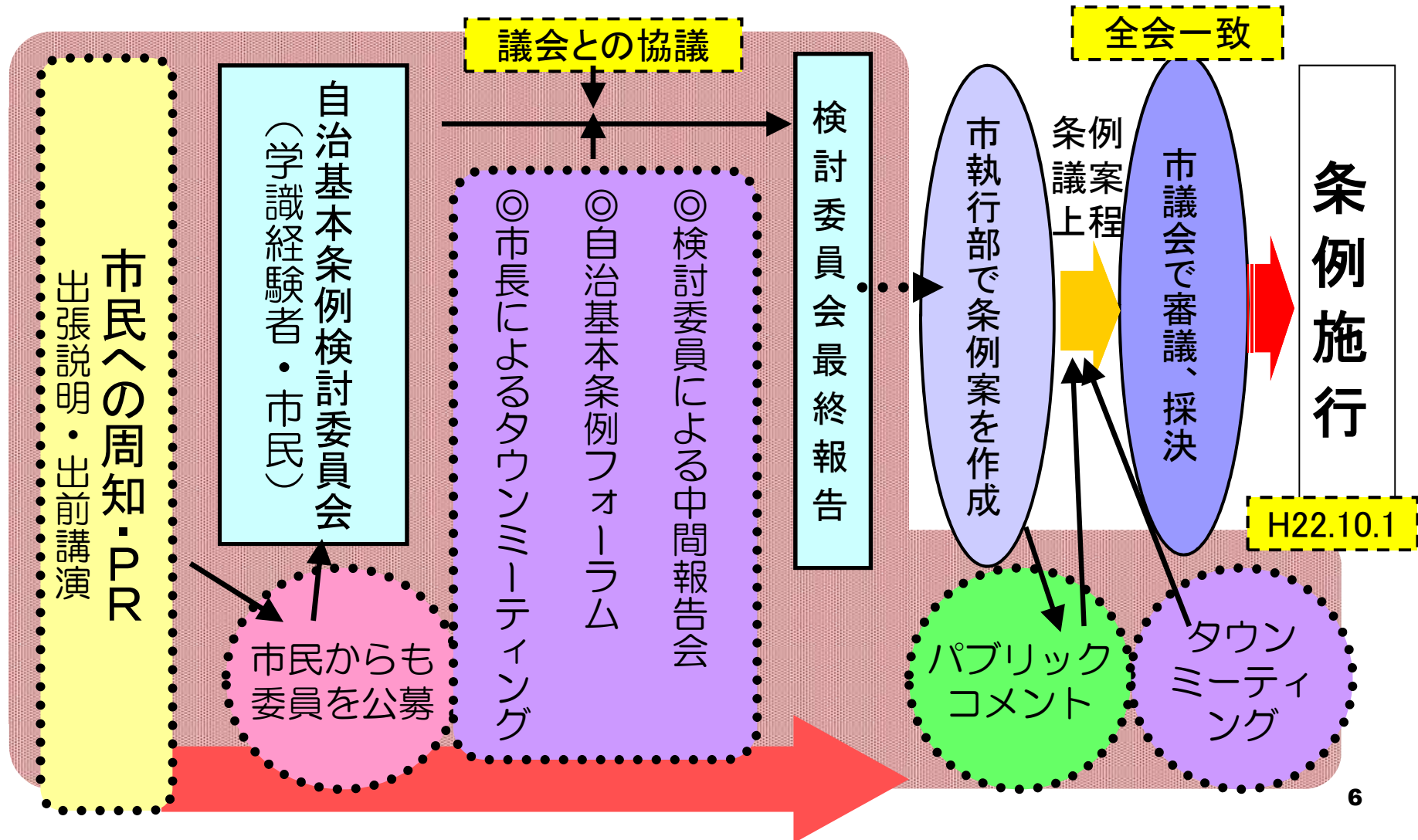
自治基本条例検討委員会


(19.11~21.6)

- 全15名の委員で構成
 - 学識経験者5名、市民団体代表5名、公募市民5名
 - 委員長...木佐茂男・九州大学大学院法学研究院教授
- 1年8ヶ月で計60回の会合を開催
- 配布資料や会議録は全て公開
- 21年6月に最終報告

条例制定までの流れ

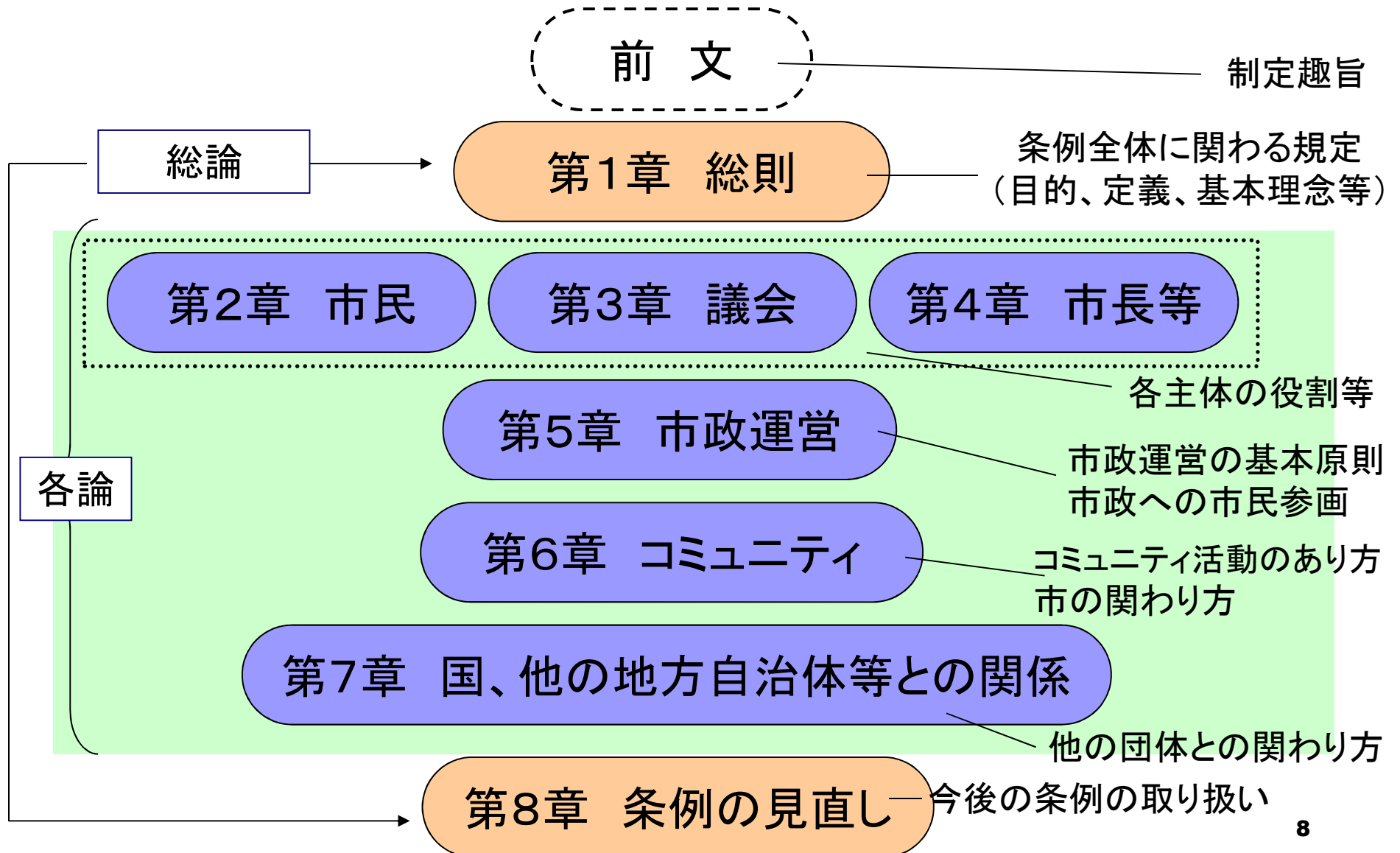
— 市民意見の反映 —





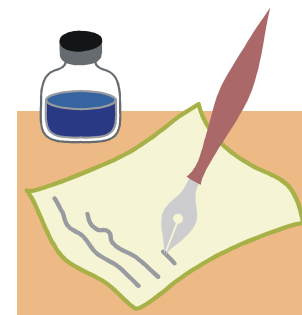
◆北九州市自治基本条例の 概要とポイント

条例の構成



前文

- 検討委員会の文案を尊重
 - 市民委員が中心となって作成
 - 条例制定に向けた委員の思いを簡潔に表現
 - 「自治は一日一日の実践が大事である」との意を込め、365文字で表現



— 第1章 総則 —

第1条 目的

- ①市民の意思を適切に反映させた市政運営の実現
- ②市民の主体的な関与及び市民相互の連携による良好な地域社会の維持形成を図る
 - もって市民を主体とした自治(市民自治)の確立に寄与する

第2条 条例の位置付け

- この条例の趣旨を尊重し、
 - ・ 他の条例等の制定改廃
 - ・ 基本構想等の計画の策定
 - ・ その計画に基づく事業等の実施などにおいても、本条例との整合性の確保を図る
 - ⇒ 市政運営の基本ルール

第3条 定義

■ 「市民」を広く定義

- 住民のほか、市外からの通勤・通学者や市内に不動産を所有する者なども市民とした

本市にかかわる人々の力を結集してまちづくりを行っていくことが不可欠

第4条 基本理念

- 自分たちのまちことは、自分たちで考え、決定していく
- まちづくりに当たっては、「人が大切にされるまち」を実現することを旨として行うこと

第5条 自治の基本原則

1. 本市の自治は、市民自治を基本として行われること
2. 市政は、住民の信託に基づき行われること
3. 市民及び市は、市政に関する情報を共有すること
4. 市民及び市は、自治を担う人材の育成に努めること
5. 市は、国や県と対等な関係に立ち自主・自立性を確保すること

— 第2章 市民 —

■ 第6条 市民の権利

- 人として等しく尊重される、幸福な生活を追求する権利ほか

■ 第7条 子どもの自治へのかかわり

- それぞれの年齢に応じて自治を担うことができる
- 成長できる環境を与えられなければならない

■ 第8条 市民の責務

- 自らの発言と行動に責任、市政運営に伴う負担を分任

■ 第9条 事業者の責務

- 社会的責任を認識し、地域社会の維持及び発展に寄与

— 第3章 議会 —

議会の基本的なあり方を規定

議会運営は議会自身が検討、決定すべき事項

■ 第10条 議会の基本的役割

- 住民の代表機関として「市政上の重要な意思を決定」、「執行機関を監視」、「政策を積極的に立案」

■ 第11条 議会運営

- 市民意思の把握、市民に開かれた議会運営

■ 第12条 議員の責務

- 公正かつ誠実な職務遂行、調査研究活動など

— 第4章 市長等 —

■ 第13条 市長等の役割及び責務

- 市長は、市を統轄し、この条例を遵守し、公正かつ誠実に市政を運営
- 市長は、市民の意思を的確に把握し、市政に反映

■ 第14条 職員の役割及び責務

- 市民の視点に立って公正かつ誠実に職務を遂行
- 市民及びコミュニティが相互に連携する機会を積極的に提供(コーディネーター役)
- 自己研さんによる職務遂行能力の向上

— 第5章 市政運営 —

市政運営の基本原則・市政への市民参画

- 第15条 計画的な行政運営
- 第20条 苦情等へ対応するための仕組み
 - 市民の苦情、不服等を適切かつ簡易迅速に 処理、解決
- 第21条 情報共有の仕組み
 - 市が保有する情報の管理運用規程を体系的に整備
- 第22条 市民参画制度の体系的な整備
 - これまで個別に進められてきた市民参画制度の体系化
- 第23条 パブリックコメント手続の実施
- 第24条 市民の意見及び提案
- 第25条 住民投票
 - 特に重要な事項について、事案ごとに、別に条例で定め、住民投票を実施することができる

一第6章 コミュニティー

■ 第26条 コミュニティーの活動のあり方

- 市民は、コミュニティ活動に自由に参加できる
- 市民は、コミュニティ活動への参加を通じて、共生する地域社会の維持形成に努める

■ 第27条 コミュニティーへの支援等

- 市は、コミュニティに積極的に支援
- 支援は、コミュニティに身近な区役所を最大限に活用

—第7章 国、他の地方公共団体等との関係— (第28条)

- 国・県と対等な立場で相互に協力、積極的な意見提出や政策提案
- 国内外の団体との交流、連携、協力

—第8章 条例の見直し—(第29条)

- 検討機関の設置
 - 市政が条例の趣旨に沿って運営されているかどうかを評価し、条例の見直しを検討
- 5年を超えない期間ごとに条例を見直し

“市民が育てる条例”

